

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
1	<p>1. 保育所の整備計画 (1)認可保育所の開設計画 P24 「待機児童の解消」は喫緊の課題であるので、認可保育所の建設は重要であるが、資金的には多額で区の財政に大きな影響を与える。企業業績の悪化による歳入不足が見込まれる今、将来保育需要を正確に予測し、効率的な建設計画を策定することが望まれる。 江東区の場合は、「マンション等の建設に関する指導要綱」により、マンション等の建設事業者には建設時に公共施設整備についての協力が要請されるため、区はほとんど資金負担なく保育所建設が可能である。しかし、建設後の運営費・人件費等については当然発生するので、この点については十分予測しておかなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●監査人意見のとおり、認可保育所の新設は整備費だけでなく将来的な多額の運営費負担も生じるため、保育需要を正確に見積もり、適切な整備計画を立てる必要がある。 ●平成21年度に、区として新たな人口推計をまとめることとなっており、その人口推計を基に再度将来の保育需要予測を立て、長期計画に整備計画を反映させる。なお、保育園の整備にあたっては、認可保育所だけでなく認証保育所も合わせて検討することとし、財政負担と保育需要に共に配慮した計画とする。 <p style="text-align: right;">【保育計画課】</p>
2	<p>(2)公設民営化の状況 P25 区立保育所の円滑な民営化は、極めて時間のかかる問題である。現に、亀戸第四保育園は当初計画より一年遅れでの民営化である。 区は、アウトソーシング基本方針に基づく平成21年度までの事業計画が終了することもあり、今後の民営化については白紙の状況であるとのことである。様々な困難が伴うが、民営化することによって保育所のコストが軽減されるほか、新たなサービスアップも可能になることから、35の区立保育所については、区立保育所の役割と併せて、長期的・総合的な観点から今後の民営化を検討していく必要があると思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●これまで民営化を行ってきた3園については、いずれも発表から1年7ヶ月で移行したが、亀戸第四保育園については、より円滑な移行を行うために当初計画から1年間延期したものである。延期に伴い保護者との話し合いの時間を十分に確保することができたことから、現在では円滑に協議が進んでいる。 今後の民営化については、これまでの民営化の効果や課題等を総合的に検証し検討する必要があるため、現在のところ新たな計画は立てていない。 ●保育園の民営化計画を検討するにあたっては、これまでの民営化による効果や課題を十分に分析した上で行う必要がある。平成21年度以降に今後の民営化の方針を検討しなくてはならないが、その際には今後の区立保育園のあり方についての検討も行うなど、総合的な保育施策の一環としての民営化という位置付けにする必要があるものと考える。 <p style="text-align: right;">【保育計画課】</p>

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
3	<p>(3)認証保育所の開設計画 P27 この認証保育所の事業募集要項を、平成20年7月に区のホームページに掲出して以後同年10月まで、区は何らその後の情報を発信して来なかった。正式に東京都からの認証が下りるまでは概要説明、情報提供ができなかつとの説明を受けたが、経過報告は可能ではなかつたかと思われる。例えば、応募者の数、開設予定時期などの進捗状況については、判明した時点で情報提供すべきと考える。</p> <p>一方、私立保育所に関しては、平成21年4月1日に4園開設するという記事が10月の区報一面を飾り、その次の号では認可保育所の入園児募集について詳細に説明されている。</p> <p>このように、私立保育所と認証保育所との広報に関する区の対応には大きな差があると感じている。待機児童を持つ保護者から見れば、認証保育所に関する情報提供が著しく少ないので、認証保育所を選択する機会を逃してしまうことになる。認証保育所の開設に力を入れていくという区の方針であるならば、このような点についても細やかな配慮が必要である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●通常、認可保育所は、設置には新たな施設整備が伴い、2~3年の期間をかけて開設準備を進めることから、ある程度余裕をもって区民へ広報することができる。 一方、認証保育所は、ほとんどが既存施設の改修工事だけで済み、6ヶ月程度の短期間で開設となることから、区民に対し広報できるのは、開設前3ヶ月~1ヶ月ごろとなる。また、認証保育所の場合、施設面の問題等で申請後に辞退するケースもあるため、途中経過とはいえ、不確定な情報を公表することで、区民に混乱を招く危険があることから、東京都の内諾を得た後に広報している。 ●開所の確実性を的確に判断し、保護者が選択する機会を逃すことのないよう、今後、さらに積極的な情報提供を行なっていく。

【保育課】

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
4	<p>2. 認可基準等 (1)面積基準 P29</p> <p>訪問した保育所において、0歳児の面積基準に関して、区は1人当たり5.0m²を必要としているため、施設面積は一定規模を有していても、児童数がなかなか増やせないという声を聞いた。</p> <p>平成20年度においては前年より減ったとはいっても、江東区の待機児童は219人と未だ多く、特に0歳児～2歳児までの年齢層に集中している。企業等において正社員で働いている女性が、出産後に育児休業を経て再び正社員として職場に復帰できるかどうかは、子どもの保育所入所の可否に依るところが大きい。育児休業制度は定着してきたが、大部分の企業等では子どもが1歳に達するまであり、育児休業終了後に0歳児または1歳児での保育所入所が可能か否かが、女性のキャリア形成において重要な関心事となっている。もし、子どもが入園できなければ、正社員としての職場復帰が不可能になり、今まで培ったキャリアはあきらめなければならないからである。</p> <p>待機児童の解消を喫緊の課題として、区を挙げて積極的に認可保育所や認証保育所の整備に取り組んでいることは評価できるが、さらに、認可保育所の面積基準や職員配置基準を当面の間、国基準として入所を行うことで、0歳児・1歳児に集中している待機児童の状況がより改善するのではないかと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●都内における認可保育所の運営基準については、平成17年度まで都が統一的な基準を定め、一定の水準による保育を行ってきた。この基準については、これまでの長い歴史の中で保育環境の充実が図られ、現在の保育水準が築かれたものであり、保育環境の低下を招くような基準の見直しは、保護者の理解を得られないと考えている。 現在、区立保育園にあっては、施設状況や全体の職員体制の中で定員の見直しを行ったり、一部の私立保育園で定員の弾力化を行う等、可能な範囲で受入れ枠の拡大を図っている。 定員については、面積基準を緩和して0歳児定員を増やすと、1歳児との定員差が縮まり、翌年度以降の1歳児の受入れ枠を狭めてしまうという一面もある。また、近年、育児休業明けからの入所が多いため、0歳児と1歳児の定員差を意図的に設け、1歳児受入れ枠を確保することも非常に重要となっており、慎重に対応しているところである。 ●待機児の解消については、今後も積極的な認可及び認証保育所の整備により対応していく。 また、定員は、特定の年齢だけでなく全体的に考える必要がある。新規施設については、今後もより効率的に児童を受入れられるよう柔軟な定員設定を考えていく。 <p style="text-align: right;">【保育課】</p>

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
5	<p>(2) 定員の弾力化 P30 定員の弾力化によって、入所人員は一定の範囲内で増加させることができる。一方で児童一人当たりの扶助費・補助金の単価は、定員が増加すると減少する関係にある。例えば、表36の保育単価表で明らかのように、定員区分91～120人よりも、定員区分61～90の方が単価がすべてにわたって高くなっている。 一定の増員状況が続いた場合には、定員そのものを改定すべきである、と行政側は指導しているが、なかなか実行されていない。定員増により扶助費・補助金の従来の単価が下がることを避けるため、敢えて定員を変更せずに、定員の弾力化で定員以上に児童を入所させている例が見受けられる。 定員の弾力化と扶助費・補助金単価の増減の関連については、個別保育所ごとに事情を十分に斟酌しながら注意深く見ていく必要がある。 いずれにしてもこのような理由から、「待機児童の解消」が進まないというのは望ましいことではないと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本区においては、各園の面積や職員配置状況に応じて適正な定員を定めており、定員の範囲内で保育を行うことを基本としている。 しかし、各年度における待機児童の状況等に応じて、定員を超える児童の受入れを各園と協議し、対応しているものであり、あくまで例外的な扱いと考えている。 定員の弾力化については、東京都設置認可事務取扱要綱で定められおり、連続する3年度間において入所児童数が常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態である場合には定員の見直しを図ることとされている。本区では、最高でも115%の受入れであり、規定上からも問題のない状況である。 ●認可保育所の設置認可上、定員に見合う保育士等の配置が必要であり、運営法人と協議のうえ、定員の見直しを行っていく。
6	<p>3. 入所審査 P35 2つの選考会議について、関係書類を入手して詳細なチェックを行った結果、選考会議は厳正に行われていると判断することができた。ただし、次の点において改善することが望ましいと思われる。 選考会議資料には、応募者の必要な個人情報が事前に印刷されているが、調整指数・優先順位に関しては時間的な関係で入力できないことがあり、会議の段階で追加情報として取り扱われることがある。 また、資料が短期間の中で膨大になるため、管理資料としての体裁を整える。いま、生データの状況で管理資料として保管されてしまうことがある。 情報公開の対象となり得る資料であるので、表紙に番号を付け、課長・係長が必ず押印し、書式としての最低限の体裁を整えて保管すべきと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●入所会議資料にすべての優先順位を入力するようになっていないため、必要事項は手書きで書き加えている。会議資料は、担当者の資料とは別に写しを各保育園別、クラス年齢別に綴じて保管している。児童台帳を作成した段階で決裁をとっているが、会議資料に決裁欄を設けていなかった。 ●各保育園、各クラス年齢毎に綴じ込んである入所会議資料に、通し番号を付番し年齢別に表紙を作成して決裁欄を設け、担当者、係長、課長の決裁印を押印して保管する。

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
7	<p>4. 保育料 P37 保育料の納入は、原則として口座振替となっており、4月入園の場合は7月から口座振替が開始される。従ってそれまでの4月から6月までの保育料は、納付書により金融機関またはコンビニエンスストアにて保護者が支払うことになっている。 概して口座振替の開始時期が遅く、納付書で納める期間が長いほど、未収保育料の発生や増加につながっていく傾向が見られる。入園諸手続きの書類入手の段階で、口座振替に関する通知も同時にい、5月から口座振替が開始できるような体制をとるべきであろう。</p>	<p>●昨年度までは、4月20日頃送付する4・5・6月分の納付書と共に口座振替申込用紙を保護者に送付していた。このため、口座振替申込書が入園係に到着するのは概ね5月頃であった。早めに到着した口座振替申込書については、5月、6月に開始していた。</p> <p>●今年度より、2月下旬から各保育園で行う入所内定面接時に、口座振替申込用紙を保育園から保護者に渡し、入園時に口座振替申込手続きを行うよう依頼した。3月中に入園係へ到着した口座振替申込書については、4月から口座振替が開始できるよう処理する。</p>
8	<p>4. 保育料 P37 認可外保育施設保護者負担軽減事業における補助金の金額が、従来一律1万円だったものが、平成21年度より所得税に応じて段階が設けられ、かつ児童数によっても金額に差をつけるなど木目の細かい制度になった。 複数の児童を持つ保護者にとって経済的には相当の負担軽減になるものと思われる。 一般的に認可外保育施設の保育料は高額であるというイメージがあるので、この事業については区として広報に力を入れ浸透させるべきものと考える。</p>	<p>●20年度より補助額を一律1万円から世帯の所得や児童数に応じた1万円から4万円の9区分に改正した。この改正により約6割の利用者が月2万円の補助を受けていることから、認証保育所等の保育料については、相当の負担軽減が図られているものと考えている。</p> <p>●制度改正後、補助内容を「入園のしおり」やチラシ、区ホームページ、区報等において、PRを行っている。今後も、制度の内容を区民に理解してもらえるよう、様々な媒体を通して積極的にPRしていく。</p>

【保育課】

【保育課】

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
9	<p>5. 保育料の未収管理 P40</p> <p>未収保育料の管理が担当者毎で、全体的な管理体制が整っていないと思われる。担当者により回収意欲・実績・回収テクニック等には差があるので、これらを調整して均質化し、全体としての未収金額の減少を図ることが重要である。未収保育料の残高が個人別に把握できていることが、債権管理の第一歩である。</p> <p>年度毎の調定額(保育料発生額)に対する収入額(回収額)の割合(収入率)は99%近いが、期間収支に偏り過ぎており、一定時点での残高を把握する貸借対照表的な発想が、保育料の未収管理の場合には必要である。</p> <p>財務会計システムの変更が必要かも知れないが、調定年度別未収保育料(園別、個人別)リストの作成は、未収管理の精度を高めていくには欠かせない手段である。このリストには当年度の調定額、収入額だけではなく、前年度からの繰越金額も表示されなくてはならない。これらのリストに回収担当者であれば誰でもアクセスができるようにして、回収会議等で情報をオープンにすれば、回収が更に向上するのではないだろうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●再三の催告にも応じない保護者には、給与差押のために勤務先へ給与支払状況調査を行うことを通知しているが、この段階では滞納分の支払いを約束し、1~2回は支払いに応じるがその後また支払いが滞る保護者もいる。 ●定期的に保育料滞納者対策会議を開催して、支払いに応じてもらう有効な方法について検討し、滞納額の減少に努める。また、調定年度別未収保育料リストについては、平成23年度の新システムへの移行を機に実行していく。それまでの期間の対策としては、園毎に個人別で複数年度を1枚の帳票で表示できるよう、帳票の改善をすすめていく。

【保育課】

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
10	<p>5. 保育料の未収管理 P41</p> <p>表21の調定額構成比と表22の未済額構成比を比較すると、区内公立保育所と区内私立保育所の間で相反する数字が出ている。区内公立保育所では調定額構成比は58.8%であるが、未済額構成比は71.8%と大きくなっている。一方、区内私立保育所では、調定額構成比は30.7%であるが、未済額構成比は20.8%と小さくなっている。そのことは一般的に言えば、私立保育所の方が公立保育所よりも未収保育料に関する関心が高く、回収実績も高いことを意味する。区内公立保育所の未済額累計は27,913千円と大きく、区内私立保育所の3倍以上もあるので、未収保育料の問題は区内公立保育所の未済額に関して回収実績をいかに上げていくかにかかっている。現在、督促状・催告状は、各園長から保護者に直接手渡しているが、さらに保護者への働きかけに工夫・改善の必要があると思われる。</p> <p>いずれにしても、大部分は真面目に保育料を支払っている保護者である。また、経済的理由等で保育料の支払いが困難な場合には、区は減額、免除等の措置を設けている。従って、未収保育料を発生させるのは、本当に不心得な一部の保護者に過ぎないと思われる所以、彼らに対しては厳格な態度で臨むべきものと考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●私立保育園21園に対し、区立保育園(公設民営含む)は41園なので区立と私立の未済額に差が生じている。 ●滞納者への働きかけとして、①担当者が保育園に出向き入所児童のお迎え時に直接会って催告する。②滞納している事実を父親が知らない場合も多いので、勤務先に電話をして支払いを勧告する。③滞納者の給与差押等を行うなど、未収保育料の早期回収に努める。

【保育課】

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
11	<p>5. 保育料の未収管理 P41</p> <p>未収保育料のほか学童クラブでも、未収育成料について同様の問題を抱えている。</p> <p>現在、組織の枠を越えての連携がないので、同一保護者に対して未収保育料と未収育成料が複数存在していても、総額として把握できていない。区全体として未収債権の回収率を上げるためにも、同じ子ども生活部内のことなので、情報の共有化を図り効率的な回収促進を図るべきである。</p> <p>さらに、住民税・国民健康保険料等、区が管理すべき未収金額は多岐にわたり、これらも含めて包括的な管理手法の構築が必要である。</p> <p>一方で、区が扶助費・補助金として支払うべき債務が存在している。</p> <p>ある特定の住民に対して債権として残高があるにもかかわらず、債務は先行して履行されてしまうことがないのか、区全体としてのチェック体制が必要である。</p> <p>今後、未収債権の発生度合が高まり、金額が増加するのであれば、これらを一元化すべく専任の担当者を配置し、集中管理することも検討しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保育課で把握しているのは保育料のみで、他の債権は個人情報保護の問題もあり把握できていない。 ●電話や文書などによる再三にわたる催告に応じない保護者には、給与や資産の差押を行う必要がある。他の債権も合わせ滞りなく実施するための債権回収に精通した債権管理専門部署の設置については、関係各部と協議、検討していく。 <p style="text-align: right;">【保育課】</p>

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
12	<p>1. 区立保育所 P44 区は、これらの運営費について保育所単位の費用管理を行っておらず、区立保育所費用として総額を一括管理している。 ほとんどの項目は保育課が直接発注・契約を行っており、保育所に発注権限を与えていているのは消耗品費くらいなので、その必要性も感じていないとのことであった。 しかし、民間企業で36の支店・営業所が設置されているのに、各店ごとの費用を把握していないということは通常では考えられない。例え発注権限等を置いていても、各保育所の運営費を項目別に把握することは、保育所の運営に関して管理責任を持つ保育課としては、職務の範囲内であると考える。 表24のとおり、保育所当たりの運営費は、年々僅かではあるが増加している。しかも、正職員の人事費はこの中に含まれていないのである。区立保育所の運営費全体のコスト削減を考えるのであれば、保育所ごとにデータを比較・分析し、発生する費用を正確に把握することがその第一歩ではないか。</p>	<p>●當利企業においては、利潤追求の観点から支店毎の売り上げや経費等の動向を押さえ、店舗の統廃合や人材配置、改修計画等を立てる必要があり、支店毎の収支管理は重要である。 しかし、区立保育所については、区が設置する児童福祉施設として、統一的な水準での運営の必要があり、一体的な管理を行なっている。 各園における施設環境、経年状況等は様々であり、毎年、保育課職員が全施設の状況を確認し、破損箇所や緊急性等を把握した上で、安全な保育環境を維持するため、予算の執行方針を立てた上で、きめ細かく対応している。 備品や寝具など共通物品についても、各園の購入時期が集中しないよう計画的な発注を全園統一の基準で行っている。 また、運営費の増加については、給食調理業務委託園の増加に伴う事業経費増が主な原因となっており、人件費の減少を勘案すれば、区全体では経費削減となっている。</p> <p>●特に、光熱水費などについては、各園毎の経年変化を把握することにより、無駄遣いの防止につながることが期待でき、今後、どの部分について各園毎の経費を把握する必要があるかを検討し、経費の節減に努めていく。</p>
13	<p>(1)報酬・共益費・賃金 P45 平成20年10月1日現在35園(平成20年度から1園民営化したので、平成19年度36園より1園減少している。)で、正職員は合計708名、園平均20.2名が配置されている。 それ以外に特例保育等のために、上記非常勤職員、臨時職員が各園1名から多いところは4名配置されており、手厚い職員体制を敷いている。 正職員の採用が年々難しくなってきてるので、それを補う者として非常勤職員・臨時職員の果たす役割は重要になってきてている。一方、彼らの報酬・賃金等は当然人件費の押上げ材料となってくるので、保育需要を正確に予測した上で採用・配置については慎重に行わなければならない。</p>	<p>●本区ではマンション建設に伴う人口増加が続いていることにより、保育所入所希望者の増大とともに長時間保育を必要とする世帯の割合も増え、朝夕の特例保育時間帯の児童数が増加している。 このため、日中の保育運営については、正規職員による対応が可能であるが、朝夕の特例時間帯については、非常勤職員・臨時職員による応援体制が必要となっている。また、朝夕それぞれ短時間で別な人を雇用しているケースが多く、見掛けの人数が多くなっている。</p> <p>●特例保育のための非常勤職員・臨時職員の採用については、園児の安全確保の観点から各保育園の状況を十分に把握し、今後も慎重に行なっていく。</p>

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
14	<p>(2) 賄費 P47</p> <p>「領収書」の書式が使用されているが、過去に賄費が現金により支払われていた当時の名称で、銀行振込で行われている現在では実態を表していない。</p> <p>業者が作成する「領収書」は、実質は請求書または請求明細である。「領収書」という名称のため収入印紙が貼付されているが、現金受領はないので本来は収入印紙を貼付する必要はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●区立保育園の給食食材購入に充てる「賄費」の執行に当っては、各保育園で購入量に無駄が出ないよう、登園予定児童数を元に必要量を計算し、地元業者に発注している。 その注文と支払いの方法については、江東区会計事務規則により、資金前渡により処理することができるとしており、各保育園が納品の確認、請求額の確認及び支払い事務、精算事務等の処理を行っている。 領収書の書式については、前渡金精算手続き上の必要から徴してきたものである。 ●会計事務規則第84条の規程により領収書は必要とされているので、徴する時期について、業者と協議の上、改善を図りたい。 <p style="text-align: right;">【保育課】</p>
15	<p>(2) 賄費 P48</p> <p>賄費の支払いについては、図3および表26で明らかなように、銀行振込により行われているが、業者に対して直接支払われるのではなく、一度保育所を通して行われている。</p> <p>一見非効率に見えるが、過去に保育所から直接業者に現金で支払っていた時代の業務形態をそのまま踏襲しているもので、保育所の食材調達はできるだけ地元業者に依頼するという区の方針の表われでもある。</p> <p>ただし、現実には「前渡金請求書」で支払われた賄費は、ほとんどそのまま保育所を通して業者に支払われてしまうので、現在のように「前渡金精算書」到着時に納品書等の証憑書類をチェックするのでは遅い。「前渡金請求書」入手時のチェックが必要であり、そのためには現在の末日締め翌月10日支払いでは無理があり、私立保育所の大部分が行っている末日締め翌月末支払いへの変更が必要である。業者の資金繰りへの影響が心配されるが、実質的には変更月だけの問題であり、十分説明をすれば理解してもらえることと思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●区立保育園の給食食材購入に充てる「賄費」の執行に当っては、各保育園で購入量に無駄が出ないよう、登園予定児童数を元に必要量を計算し、地元業者に発注している。 その注文と支払いの方法については、江東区会計事務規則により、資金前渡により処理することができるとしており、各保育園が納品の確認、請求額の確認及び支払い事務、精算事務等の処理を行っている。 保育課におけるチェックは、精算時に支払い上の過誤が発見された場合は、追給、返納などによる是正を行っている。 ●事前チェック及び支払い時期の変更等については、納入業者に十分説明し、改善に取り組んでいく。 <p style="text-align: right;">【保育課】</p>

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
16	<p>(2) 賄費 P48 納品書、領収書等の書式に業者の捨印を恒常に押させているが、内部統制の上からは疑問が残る。 平成20年9月計上分(10月上旬支払分)の賄費に関する「納品書」「領収書」「前渡金請求書」「前渡金精算書」等を約1,000件チェックした結果、次のことが判明した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チェックした書式の99%に捨印が押されていた。 ・「納品書」の内訳(数量、単価等)が違っていたため訂正しているものが数件散見されたが、捨印があるため「何字加入、何字削除」の記載はなかった。 ・「納品書」の合計金額が違っているため手書きで直したもののが2件あった。捨印があるため、金額訂正された箇所には訂正印はなかった。 ・そもそも捨印の意味、危険性を正確に理解している人が少ない。 <p>「原則捨印を押させない」という発想の転換が必要で、そのためには次のような業務ルールの確立が求められる。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 請求金額、領収金額など、その書式の基礎となる合計金額が変更される場合には、多少手間がかかる場合当事者の訂正印をもらう。 ② 重要な書式については、捺印前にFAXまたはメールで記載内容をチェックし、間違いないことを確認してから捺印する。 ③ 軽微な部分、内訳部分等の訂正で合計金額に影響を与えない場合には訂正印を要求しない。 	<p>●捨印については、区の会計管理上要求される適正な処理を確保し、限られた期間内に大量の書類を効率的に処理するとともに、業者の手数を省くため、双方の利便性から押印されてきたものである。</p> <p>指摘①の請求金額、領収金額(首標金額)などの訂正については、現在でも、捨印での訂正は会計管理室では認めておらず、個別の訂正印処理が必要とされている。しかしながら、③の軽微な訂正の部分については、公費会計の正確性の観点から訂正印を求めており、捨印はこの部分にのみ使用している。</p> <p>現状においては、捨印による首標金額の訂正ができないため、捨印による内部統制上の問題が生じるとは考えていない。</p> <p>●捨印については、廃止に伴う業者の事務負担の増加を考えると、慎重な検討・対処が必要と考えている。</p>

【保育課】

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
17	<p>(3) 委託料(給食調理委託料) P50 給食調理業務を委託した保育所については、調理員が0人になるはずであるが、2保育所では委託後も調理員が一部在籍していた。0歳児については業務委託の範囲に含めず、従来の保育所の調理員が引き続き調理するとのことであるが、業務の効率化を高めるためには年齢で区別するのではなく、給食業務全体を業務委託の対象とすべきであろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●給食調理業務の民間委託は、平成14年度の導入当初、離乳食が含まれる0歳児の給食については、きめ細かな配慮が必要であることから、保護者に不安感を与えることのないよう、当面の間、1歳児以上の給食調理業務を優先して委託してきた。指摘のあった2保育所については、このような経緯から0歳児の離乳食調理を引き続き区の調理職員が行っているものである。 今後も区の定員適正化計画やアウトソーシング基本方針に基づき、順次、保育園の給食調理業務の委託を行なっていくが、0歳児受入園以外の園を優先して委託していく。 ●平成21年度において、新たに3園の給食調理委託を行なう。今後も保護者の理解を得ながら、円滑に保育園給食調理業務の委託を進め、最終的には、0歳児の給食も含め、全て委託する方針である。 <p style="text-align: right;">【保育課】</p>
18	<p>2. 公設民営保育所 P52 区では、現在、指定管理者の指定は実績のある社会福祉法人に限っている。しかし、社会福祉法人はもともと慈善事業から出発しており、経営の拡大とは相容れない要素を持っている。 ますます多様化する保育ニーズに対応して、民間事業者の柔軟性やノウハウを活用するためには、今後は株式会社やNPO法人も対象法人として検討していくことが考えられる。 その場合には、事業者の経営内容に常に注意を払っていく必要があり、区の指導・管理体制が問われることになる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●これまで民営化した保育園においては、保護者の意向に配慮し、円滑な移行を行うために都内または近県において運営実績のある社会福祉法人に限定して指定管理者を指定してきた。 ●現在区内では2園の株式会社立による私立保育園、1園のNPO法人立による私立保育園が運営されており、区では社会福祉法人以外の法人に対しても、保育園運営の門戸を開いている状況である。社会福祉法人以外でも質の高い保育の運営ができることは、これまでの運営実績からも明らかであり、今後保育園の指定管理者の選定にあたっては、社会福祉法人以外の法人にも対象を拡大することを検討していく。 なお、保育園運営法人についての指導監督を強化するため、21年度から保育課として組織的に対応することとなっており、指定管理者の指導監督についても、保育課と連携して対応する。 <p style="text-align: right;">【保育計画課】</p>

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
19	<p>(1)保育所管理運営事業 P54</p> <p>民営化移行経費は、加算保育士雇用経費と施設(設備)整備費加算から構成されている。条件等で支給基準が必ずしも明確になっていないわけではないが、現在の公設民営化事業を円滑に推進していくためには必要な経費であると考える。</p> <p>ただし、現在は3園であるが、今後民営化が進むに従って他の園でも新たに発生することが予想され、金額の算定・支給期間については十分審議を行い、決定する必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園の民営化を円滑に進めるために、民営化移行後も従来の保育水準を維持向上していくことが不可欠である。このため、保育士の数を区の配置基準と同等にし、さらに新たなサービスの提供に必要な人員配置を行うために民営化移行経費を負担している。 民営化移行経費を負担してもなお、民営化後の運営費は公設公営時の運営費を下回っており、一定の財政効果が生じている。 ●保護者の不安を解消し、民営化を円滑に進める上で職員配置を区の配置基準と同等にすることなど、民営化移行経費の支出は必要であるが、所要金額等については慎重に検討していく。 <p style="text-align: right;">【保育計画課】</p>
20	<p>(1)保育所管理運営事業 P54</p> <p>民営化移行経費と、後述する公設民営化移行事業にかかる委託料を加算すると、公設民営保育所のコストも上昇するが、それでもなお現状では15%程度、区立保育所のコストを下回っている。従って、保育所の管理運営面からはコスト削減の可能性が考えられる限り、区立保育所の民営化は今後も時間をかけて取り組んでいかなければならない課題である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●区立保育園と私立保育園では一人当たり人件費の額に、月額で15万円程度の差があり、このため民営化によるコスト削減に結びついているほか、これまで区立保育園では提供が難しかったサービスも新たに提供できるようになるなど、民営化により一定の効果が生じている。しかし、例えば低所得者や障害児に対する保育など、ナショナルミニマムとしての区立保育園の役割は今後も変わることはなく、また、区が直営の保育園を運営していることにより、保育現場からのさまざまな情報が区にもたらされるなど、保育施策上のメリットもあり、最終的な民営化園数については慎重に検討する必要もある。 ●今後これまでの民営化の効果と課題を十分に分析し、今後の区立保育園のあり方も踏まえた総合的な見地から保育園の民営化について検討する。 <p style="text-align: right;">【保育計画課】</p>

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
21	<p>(1)保育所管理運営事業 P54～55</p> <p>年度協定書の中で、繰越金および委託料が実際の確定委託料を超えた場合の精算方法について取り決めているが、計算過程が複雑で理解し難いものになっている。計算する時期も指定管理者(社会福祉法人)の決算と重なっているため、極めて短期間に行わなければならず、実質的な数字の検証は精算時までに終了していない場合もあると思われる。</p> <p>区としては、委託料というのはあくまで概算払いという認識が強く、5%の利益を確保した後、もし過剰支払い分があれば、それは精算し返金するものと考えている。</p> <p>ある保育所の例を挙げて、精算の過程を検証する(数字は仮のものを入れている)。</p> <p>これらの精算額、戻入額の計算は、指定管理者(社会福祉法人)の決算期間中に行われており、数字が確定していないので決算見込数字に基づいて実施されている。</p> <p>区としては、概算払いの精算であるから、当然、平成19年度の出納整理期間中に終了したいと考えている。しかし、そのために指定管理者の決算が完全に終了していない段階で、見込金額を用いて行うことに問題がないのか、なぜ翌年度精算ではいけないのか疑問の残るところである。</p> <p>現状では、表面的な数字を確認するだけにとどまり、指定管理者の決算内容を本当にチェックしたことになっていない恐れがある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●公設民営園については、私立と同様の算定方法で委託料を支払っており、その経理についても私立と同様の規定により定められている。規定上、歳入決算額の5%までは繰越が可能で、超過分については戻入が義務付けられている。 公設民営の場合、施設が区所有であり施設整備積立金等が不用のため、ほぼ全園で超過分戻入が発生し、年度末の精算が必要となっている。 地方自治法に定められた会計年度独立の原則から、当該年度に精算を行わなければならないため、現在のようなスケジュールにならざるを得ない状況にある。 ●精算を伴わない支払方法への変更は、根本的に委託料の算定方法を変更することが必要となってくるため、各園の運営状況が違うなか、統一的な算定根拠を策定しなければならない。現状では、委託料の積算方法は、私立保育園の運営費補助と同様、児童1人当たり、1施設当たりで算出されており、問題が生じる恐れは極めて少ないが、今後、さらに精算の精度を高める方法について検討していく。

【保育課】

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要										
22	<p>(1)保育所管理運営事業 P56 区は年度協定書に基づき、四半期ごとに管理費用を分割して概算払いしている。</p> <table border="0" data-bbox="175 430 624 599"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">区分</td> <td>支払時期</td> </tr> <tr> <td>第1・四半期(4月～6月)</td> <td>4月上旬</td> </tr> <tr> <td>第2・四半期(7月～9月)</td> <td>6月下旬</td> </tr> <tr> <td>第3・四半期(10月～12月)</td> <td>9月下旬</td> </tr> <tr> <td>第4・四半期(1月～3月)</td> <td>12月下旬</td> </tr> </table> <p>資金的にみれば3か月分の管理費用を前払いしていることになり、その間の債権保全はなされていないことになる。 委託料、補助金に関して、不正事故の報道を目にすると昨今、支払時期を遅らせ、前払い部分ができるだけ少なくする工夫も考慮すべき時機であると考える。 例えば3か月間のうち最初の1か月経過後に支払うとか、毎月支払いに支払方法を変更するなど、未然にリスクを回避することを考える必要がある。 このような考え方は補助金全般に通じて言えることであるので、区として全体的な見直しが必要と思われる。</p>	区分	支払時期	第1・四半期(4月～6月)	4月上旬	第2・四半期(7月～9月)	6月下旬	第3・四半期(10月～12月)	9月下旬	第4・四半期(1月～3月)	12月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ●公設民営の四半期毎の委託料支払いは、年間委託料に対して、 第1四半期 30% 第2四半期 18% 第3四半期 34% 第4四半期 18% <p>の割合で支払われている。これは、法人の人事費(特に賞与等)の支払を考慮したことである。 3ヶ月分の管理費用を前払いしていることについては、指摘のとおりリスクを負っていると言える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●今回の指摘を受け、公設民営の委託料は、21年度より前払いのリスクを回避するため、毎月払いに変更する。 上記の各四半期の割合を3分し、各月の支払とする。 例)第1四半期 4月～6月 各10% 第2四半期 7月～9月 各6%…… <p>なお、その他の補助金については、入所児童数等が確定してからの後支払いとなっているので、過払いが生じることはない。</p> <p style="text-align: right;">【保育課】</p>
区分	支払時期											
第1・四半期(4月～6月)	4月上旬											
第2・四半期(7月～9月)	6月下旬											
第3・四半期(10月～12月)	9月下旬											
第4・四半期(1月～3月)	12月下旬											
23	<p>(2)保育所公設民営化移行事業 P57 他の自治体で共同保育期間が3か月とされているところもあるが、江東区の場合、過去に民営化した保育所については、共同保育期間はすべて6か月であった。 平成22年4月より民営化に移行となる亀戸第四保育園と塩浜保育園については、共同保育期間はまだ決まっていないが、今後の協議により慎重に決める必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●民営化に伴う共同保育の期間については、長期間、短期間いずれにもメリットとデメリットがあり、区としては両者のバランスをとってこれまで6ヶ月間の共同保育を行ってきた。 ●現在移行協議中の塩浜保育園、亀戸第四保育園の共同保育期間については、今後保護者、法人、保育園を交えて協議することとなるが、園児に負担をかけることなく円滑に移行する、という前提を踏まえ、保護者の不安に対しても配慮し、それぞれ適切な期間を設定していく。 <p style="text-align: right;">【保育計画課】</p>										

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
24	<p>3. 私立保育所 P59</p> <p>認可保育所の開設において、その審査を厳密に行うのは当然であるが、それがあまり厳格過ぎると民間の参入を妨げてしまう心配がある。</p> <p>監査人は開設時よりもむしろ運営開始後様々な角度から保育所の経営実態を見て対処すべきではないかと考えている。例えば次のようなことである。</p> <p>① 項目ごとの年度比較を行い、異常な増減に注意する</p> <p>扶助事業・補助事業・施設整備資金融資事業・整備事業等、私立保育所に対しては事業ごとに多額の資金が拠出されている。保育所単位に年度比較を行い、内容を分析することにより経営上の問題点を発見することが大事である。</p> <p>② 統一標準様式の導入</p> <p>私立保育所の運営主体には社会福祉法人が多いが、財団法人・株式会社・NPO法人も一部含まれており、決算書の様式も様々である。</p> <p>従って、法人の決算書をそのまま入手しても読みこなすことは難しく、まして保育所同士の経営状況を横断的に比較するのには無理がある。区で決算書の統一様式を作成し、それに各保育所で必要な数字を記入し、その様式に基づいて経営的な分析を行ったり、他の保育所との比較を行うような方法が考えられる。</p>	<p>●① 私立保育所に対して支出している補助金等は多岐に渡り、保育課ではそれぞれの事業ごとに各保育所単位でその支出を管理している。</p> <p>② 毎年度末に各保育所から決算書類を提出してもらっているが、経営状況の横断的な比較まで行えるスキルが担当職員に無いというのが現状である。</p> <p>●① 事業費全体での分析は行っているが、保育所単位の年度比較までは行っていないので、今後は監査的視点を持って内容を分析していく。</p> <p>② 各保育園の決算比較が行えるように、統一様式の作成及びその分析の方法について研究していく。</p> <p style="text-align: right;">【保育課】</p>

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
25	<p>(1)私立保育所扶助事業 P63 国基準支弁額・区加算分・旧都基準ともに詳細なテーブルが用意されており、各保育所は相当量の申請書・報告書を提出して扶助費あるいは補助金の支払請求を行っている。 保育所によっては事務担当者不足のために誤りが多いので、書類に最初から捨印を押し、保育課にて訂正が可能な状態になっているものが相当見受けられた。極端な場合には、請求額欄がブランクのため保育課が記入しているケースも散見された。 事務の効率化・スピード化を実現するためということは理解できるが、内部統制の牽制という観点からは極めて問題の残るところである。FAXまたはメール等の利用により申請書類の事前チェックは可能があるので、チェック後に押印して正式書類を提出するように業務の流れを見直すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●今まで区の慣例的な補助金請求方法として、請求書等の捨印により、軽易な誤りについて相手方に連絡のうえ、保育課にて訂正をしていた。 ●不正等の余地をなくすため、既に20年度の事務処理より直ちに捨印処理を中止し、書類等に誤りがないようメールやFAXにより事前チェックを行う事務取扱いに処理方法を改善した。
26	<p>(3)私立保育所施設整備資金融資事業 P66 私立保育所施設整備資金融資基金繰出金 監査人が訪問した私立保育所では、区の融資斡旋により3,000万円(期間5年)の借入を行っていたが、利子補給の基準になる金利は年4.56%(固定型)であった。一方、同保育所は同時期に、同一銀行から独自に運転資金として3,000万円を期間5年で借り入れているが、金利は年3.625%(変動型)であった。固定金利と変動金利の違いはあるものの、同時期に同一銀行から、金額、期間も同条件で借入を行っているのに、金利が異なっている。区は、斡旋先の現在の足元の金利動向にも関心を払うべきであろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●区の融資あっせんは、制度創設時に金融機関との協議の中で前年度の融資利率に長期プライムレートの増減の6割を加えて算定したものを融資利率としている。 また、20年という長期の返済期間を考慮し、金利高騰などのリスクを回避するため固定金利を採用している。 ●他の融資あっせん制度に見られるような借入金額と返済期間の段階的な設定などを検討していく。

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
27	<p>(3)私立保育所施設整備資金融資事業 P66 私立保育所施設整備資金融資基金繰出金</p> <p>現在利子補給を受けているのは、一部の例外を除き社会福祉法人だけである。しかし、「待機児童の解消」のためには、さらに保育所を設置する必要があることから、株式会社やNPO法人についても資金需要が高まることが予想される。保育所を巡る最近の不正事故の発生から、安易な融資の斡旋は避けなければならないが、一方で条件を厳しくしたとしても資金需要に対して途を開くことは常に考えておかなくてはならない。</p>	<p>●融資あっせん制度は、社会福祉法人が公益を目的として設立されているため財政基盤がぜい弱であることから、改築等に要する資金を円滑に確保するために設けられた制度である。</p> <p>●NPO法人を対象とすることについては、今後検討の余地があるが、株式会社等を対象とする制度ではないと考えている。</p>
28	<p>(4)私立保育所整備事業 P67</p> <p>平成19年度において、当初予算・補正予算・実績と、それぞれ金額に開きがあるため経緯の説明を求めたところ、次のような回答を得た。</p> <p>当初予算においては、2件、6,000万円(3,000万円×2件)の施設整備費補助金を予定していた。その後、私立保育所の開設が続くことになったため、補正予算を組み金額を大幅に拡大した。その中に本来は平成20年度に国の次世代育成支援対策施設整備交付金(国交付金)を申請して事業を実施する予定であった、新設園等の整備費2件、合計288,774千円が含まれている。これらについて、当初平成20年度の国交付金の補助対象として、平成20年度に補助申請する予定であった。しかし、国の予算額の関係から、平成20年度の国交付金案件として採択されない可能性が出てきたため、急遽平成19年度中に前倒しして補助申請を行い、併せて全額を平成20年度に繰越明許し、平成20年度に執行することとしたものである。地方自治体の予算は単年度ごとに独立して編成、執行することが原則であるが、確実に国交付金を確保し、円滑な施設整備を実施するためにこのような措置をとったとのことである。</p> <p>繰越明許は行政の取扱いとして認められている制度であり、国交付金を確実に確保するという観点から評価できる。しかし、民間企業にはない制度であり理解が難しい。</p>	<p>●繰越の内訳については、</p> <p>①愛隣シャローム保育園新規開設 132,754千円 ②ともしひ保育園改築 156,020千円</p> <p>繰越明許費として処理した経緯は、記載のとおりである。</p> <p>予算は原則単年度ごとに独立して編成、執行する原則であるが、この原則を例外なしに貫くことは、かえって予算の執行の硬直化をもたらすことになりかねないことから、地方自治法で一定の条件のもとに認められる特例の一つである。</p>

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
29	<p>4. 認証保育所 P68</p> <p>認証保育所は、0歳児保育や13時間以上開所など、都市型特有の保育サービスを提供し、存在感を増している。認可保育所の開設には多額の資金を必要とし、公設民営化が多大な時間を要する現状を考えると、財政的負担が軽くて済む認証保育所への支援を強めて良いのではないかと考える。例えば、施設整備資金融資事業の利子補給の適用や、新規開設に関する広報活動等である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 19年度認証整備費補助実績 補助対象 13施設(つくしの家の移行含む) 区整備費補助 2億1229万円(平均1633万円/1園) 都は、平成20年度から、認証保育所を整備する事業者に対し、1,500万円の無利子貸付制度を実施しており、開設補助と合わせると当初経費の大部分を支援している。 ● 都は平成21年度より無利子貸付制度を3,000万円に引き上げるほか、開設補助の要件緩和による設置促進と質の確保を図るための補助内容の拡充を予定している。 <p style="text-align: right;">【保育課】</p>
30	<p>(1) 認証保育所運営費等補助事業 P69</p> <p>上記から、区内の認証保育所の運営には年間3,000万円近い補助金が支給されている。補助金申請に関しての手続きについては、審査の段階でも区は相当の書類提出をさせており、チェックも相当程度実施していると思われる。</p> <p>最近、他区で申請書類上の数字の捏造が発生したとの報道がされたこともあり、今後は、書類上の記載事項につき、何らかの客観的事実と照らし合わせて確認する監査的な見方が必要になってきていている。さらに、前年度数字と対比して異常な増減などから、経営的な問題が発生していないか等のマクロ的な見方も必要になってくると思われる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、運営費支払にあたり、入所児童は住基データで確認し、職員体制も毎月報告を義務付けるなど厳しくチェックを行っている。 ● 平成21年度から、入所児童について、契約書や退園休園届の提出を求め、より確実なチェックを行う予定である。 また、課内に職員を増配置し、認証保育所等への指導監督体制を強化していく予定である。 <p style="text-align: right;">【保育課】</p>
31	<p>5. 保育室・グループ保育室・家庭福祉員 P72</p> <p>(1) 保育室</p> <p>東京都の方針では、保育室は認証保育所へ移行させていく方向であるが、認証保育所になるためには保育士の数・施設の面積等、クリアしなければならない基準がいくつかある。</p> <p>移行に当たっては、急激な財政負担を保育室に与えることなく、円滑に実現できるよう、区としても配慮していく必要がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在保育室は区内2ヶ所で運営されているが、2ヶ所とも施設面で認証保育所の基準をクリアできないため、移行は難しいものとなっている。 ● 新しい場所を探して認証移行するか、保育室として出来る限り継続していくか、都保育室制度の今後の方向性を見守りながら事業者と共に検討していく。 また、保育施設の移転等については、これまでの実績を踏まえ事業者の意思を尊重しながら相談に応じていく。 <p style="text-align: right;">【保育課】</p>

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
32	(2)グループ保育室 P73 グループ保育室は、「待機児童の解消」のための経過的措置としてとられてきた施策である。学校の施設の一部を区が保育室として整備し利用しているため、本来の義務教育施設としての位置付け上、継続使用が問題視されている。長期的にどのような位置付けをしていくのか検討する時期であると言える。	<ul style="list-style-type: none"> ●グループ保育室は、待機児童解消の役割だけでなく、家庭的な雰囲気の中での保育を望む保護者のニーズは非常に高く、また、施設が学校内にあるということも保護者の安心につながっている。 ●グループ保育室の位置付けは、待機児状況や保育従事者の意向等も十分勘案して検討していく。 <p style="text-align: right;">【保育課】</p>
33	(3)家庭福祉員(保育ママ) P74 家庭福祉員は平成20年度に13人体制となったが、新規認定の一方で、福祉員の高齢に伴う廃止もあり定員数に大きな変化は見られない。平成20年11月、改正児童福祉法が可決され、「保育ママ」が保育所を補う事業として法的に位置づけられた。それによると、市町村に保育ママ事業の実施について努力義務を課し、国も研修の義務化など統一の基準を作り、保育ママの質を確保するなどして「待機児童の解消」を目指すとあり、保育ママ制度への期待感を抱かせるものである。今後、区として家庭福祉員制度にどのように取り組んでいくのか、明確な方向性を示す時期になってきたと思われる。	<ul style="list-style-type: none"> ●H21.2現在 家庭福祉員13名で3歳未満児の児童(主に0歳、1歳)26名の保育を実施。 0歳児保育としては、認可園2園分の定員に相当し、待機児解消と家庭的保育を望む保護者のニーズに応えている。 ●児童福祉法の改正により、保育ママが法的に位置づけられ、資格要件も一定の研修を受けることによりクリアできることとなり、従前より門戸が広がった。本区の制度も、従前から子育て経験者が研修を受けることで認定を受けることができるが、その仕事の大変さ、責任の重さから、希望者が少ないので現状である。 国制度については、今後省令やガイドラインにより詳細が示される予定であるが、区としては、よりやりがいを感じられるような制度とし、家庭福祉員をバックアップできる体制を整備するとともに、制度の周知をさらに図っていく。 <p style="text-align: right;">【保育課】</p>

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
34	<p>6. 学童クラブ (1)財務分析 P77</p> <p>区立学童クラブ・公設民営学童クラブ・私立学童クラブを比較すると、区立学童クラブのコストが高いことは明らかである。そのため、保育所と同様、区立から公設民営への流れが出てきているが、区は指導・管理体制を確立していく必要がある。この点については、東京YMCA事件の項で述べる。</p>	<p>●区立学童クラブのコストが高い理由は、近年、常勤職員の平均年齢が高いことに伴う人件費高に起因している。平成16年5月に「江東区アウトソーシング基本方針」を策定したが、この方針に基づき、児童館については指定管理者制度を活用した民営化を3施設で実施し、学童クラブ事業についても13施設(平成21. 4現在)を業務委託により民営化した。</p> <p>今後は、江東区型の「放課後子どもプラン」の策定(平成21年度策定予定)と共に、区として同基本方針の次期計画を策定する場合は、経費抑制のためにも更なる公設民営を検討していく考えである。</p> <p>●導入した民間委託の状況を検証するとともに「適正な公金執行」を確認するため、包括外部監査とは別に区職員による検査を強化し、外部の専門家(公認会計士等)による特別監査を実施する。</p> <p style="text-align: right;">【児童課】</p>
35	<p>(2)「げんきっず」との関係 P78</p> <p>このように、「げんきっず」と学童クラブは、将来的には連携・一体化の方向が打ち出されているが、「げんきっず」の活動に関して理解が進まず、一部では学童クラブ廃止反対運動も起きてきている。</p> <p>平成21年度に実施する「げんきっず」の利用時間は、放課後～午後5時(10月～3月は午後4時30分)で、延長時間は、午後5時～午後6時までと極めて短い。</p> <p>この点は、学童クラブでも同じことが言えるが、小学校に入学した途端、迎え時間が早まって仕事と子育ての両立が困難になる、いわゆる「小一の壁」に悩まされない体制を敷くことが「げんきっず」が浸透する条件とも言える。</p>	<p>●学童クラブは、本来、児童の安全・安心のためにも小学校内で実施することが望ましい放課後児童健全育成事業である。げんきっずと対象者や事業内容が一部重複することもあり、将来的にはげんきっずの全校展開にあわせ、段階的に学童クラブ機能を取り入れたげんきっず事業への移行を考えているが、当面、両事業は並行して実施していく。</p> <p>●学童クラブとげんきっずの両事業を連携・一体化することにより、次代にふさわしい江東区型の放課後子どもプランとして推進できるものと考えている。この放課後子どもプランを円滑かつ、効率的に推進するためには、ハード・ソフト両面を同一部署で所管する必要があることから、学校施設としてのハード面を所管する教育委員会に新たな一元的組織を設置する組織改正をおこなう。</p> <p>したがって、一元化した組織による放課後子どもプランの策定の中で、両事業の検証と合わせて事業充実の検討を行い、次代にふさわしい「学童クラブ」及び「げんきっず」事業を実施していく。</p> <p style="text-align: right;">【児童課】</p>

平成20年度包括外部監査結果報告・措置概要

意見 No.	監査の結果又は意見内容	事実・理由及び措置の概要
36	<p>(3) 東京YMCA事件 P81 委託料の精算を出納整理期間中に実施するということが、事務手続上、現実的ではないと思われる。 受託者の大部分は財団法人・社会福祉法人で3月決算が多く、法人としての決算確定は6月末と予測される。 しかしながら、委託料についての精算期間が制限されているため、人件費確定額といつても実際は最終予測額の数字が使われている。法人の決算承認がされたものではなく監査が終了したものでもないので、このような数字で精算を行うのは疑問が残るところである。 精算に基づく返金が翌年度に行われたとしても、区の決算でその旨を明示すれば問題はないものと考える。</p>	<p>●これまでの契約においては、当該年度に支出した委託金(精算金)を「歳出戻入」として、出納閉鎖(翌年5月末日)までに返納させていた。</p> <p>●精算金があった場合の返納方法については、民間決算との乖離が生じないように精算方法の見直しについて検討すべきものと考えているが、指定管理者制度に基づく児童館の委託料及び平成20年度以降の学童クラブ委託料は、精算方式を採用していない。ただし、適正な委託料の算出方法については、各法人からの決算報告に基づき、検討していく。</p>

【児童課】